

直監第 311-1 号
令和 7 年 1 月 15 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

記

1. 監査の対象 会計管理者 会計課

① 監査の期間 令和 6 年 12 月 2 日から
令和 6 年 12 月 27 日まで

② 日程及び実施場所

- 概要聴取 令和 6 年 11 月 20 日（監査委員事務局）
- 備品検査 令和 6 年 12 月 5 日（会計課）
- 監査講評 令和 7 年 1 月 15 日（監査委員事務局）

2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 5 年度及び令和 6 年度（令和 6 年 5 月末日現在）における会計課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

3. 監査の着眼点

- ① 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ② 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サー

ビスの向上に努めているか。

- ③ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ④ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑤ 公金収納が、財務規則に則り適正に処理されているか。
- ⑥ 物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、適正に調定と収納が行われているか。
- ⑧ その他特に必要な事項

4. 監査の結果

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
文書事務について	「自動収納機運用状況視察に係る出張命令（吉富町・築上町）」（直会第 000075 号）」及び「自動収納機運用状況視察に係る出張復命について（吉富町・築上町）」（直会第 000078 号）」に関して、会計課長の出張及び復命の決裁権者が誤っている。	直方市職員等の旅費に関する条例第 4 条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。 前条第 1 項の規定に該当する旅行 旅行命令 前条第 4 項の規定に該当する旅行 直方市事務代決及び専決規則第 5 条	「自動収納機運用状況視察に係る出張命令」及び「自動収納機運用状況視察に係る出張復命について」に関して、会計課長の出張及び復命の決裁権者が総合政策部長となっている。直方市事務代決及び専決規則では課長の出張及び復命の決裁権者は部長となるが、直方市職員等の旅費に関する条例第 4 条で旅行は任命権者又はその委任を受けた者の発する旅行命令等によって行わなければならないとされている。会計課長は市長の補助機関である会計管理者であるため、決裁権者は市長になると思われる。必要であれば他の自治体の例に倣い事務代決及び専決規則等により会計管理者等に委任するなど必要な措置を講じられたい。

財務事務に関して、財務規則及び契約規則等に沿って概ね適正に処理されており、備品管理についても、ほぼ適切に管理されていた。

文書事務において、施行情報の一部が未発送のままとなっているものがあつた他はおおむね適切に処理されていた。

以上のことから、注意・助言等の内容を確認し適正に処理をされ、引き続き文書管理事務マニュアル、財務・会計ハンドブックや法令、規則等に基づき適正な事務処理を行われたい。

なお、令和 4 年度からの帳票の電子決裁化に伴い、支出命令書に添付される帳票が一部で省略されるなど、審査の実効性が担保できていないと思われる事例が見受けられる。

会計管理者は地方自治法において地方公共団体の会計事務を司る補助機関として執行権限を委任されていることから、歳入歳出に伴う必要な措置を講じる責任があるため、文書管理事務マニュアル、財務・会計ハンドブックや法令、規則等に基づき厳正な審査の実施を望むものである。